

決議第 1 号

調査特別委員会設置に関する決議

上記の議案を地方自治法第 109 条、読谷村議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 3 項の規定により提出します。

令和 8 年 6 月 18 日提出

読谷村議会議長 上地 利枝子 殿

提出者 読谷村議会議員 國 吉 雅 和

賛成者 読谷村議会議員 當 間 良 史

決議第 1 号

適正な公務執行及び職員の就業環境保護に関する調査特別委員会設置に関する決議

記

- 1 名 称 適正な公務執行及び職員の就業環境保護に関する調査特別委員会
- 2 設置目的 本件に関する事実関係を調査し、課題を整理するとともに、必要な対応策及び再発防止策を検討するため
- 3 調査事項
 - (1) 適正な公務執行の確保および職員の就業環境保護に関する経緯及び事実関係
 - (2) 適正な公務執行の確保および職員の就業環境保護による影響及び課題
 - (3) 再発防止及び改善策に関する事項
 - (4) その他委員会が必要と認める事項
- 4 委員定数 8名とする
- 5 調査期限 本調査が終了するまでとする
- 6 閉会中の継続調査
本委員会は、閉会中も継続して調査を行うことができるものとする。
また、本定例会が任期最後の定例会であることから、閉会中に調査を進め、必要に応じて任期中の臨時議会において調査結果を報告し、議会としての説明責任を果たすものとする。